

交通安全功労者等表彰事務の取扱について

	平成10年	4月30日
(一部改正)	平成22年	4月1日
(一部改正)	平成24年	7月27日
(一部改正)	平成28年	3月15日
(一部改正)	令和3年	2月26日
(一部改正)	令和6年	8月1日

1 表彰の種類（功労者等取扱要領の2）

- (1) 北海道社会貢献賞（交通安全功労者、交通安全優良実践団体）
- (2) 北海道善行賞（交通安全実践者）

2 表彰の対象（功労者等取扱要領の3）

表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 北海道社会貢献賞（交通安全功労者、交通安全優良実践団体）の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体とする。
 - ア 指導者として、交通安全実践団体の指導育成等に献身的な努力をし、特に顕著な功績があったもの
 - イ 交通安全運動を積極的に展開し、交通事故防止に顕著な功績を上げている地域実践団体
 - ウ 交通事故防止のための組織を設け、組織ぐるみの交通安全運動を積極的に推進し、交通事故防止に顕著な効果を上げている会社、事業所等
 - エ 交通安全教育を積極的に推進し、交通安全思想の普及等に顕著な成績を上げている幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等
- (2) 北海道善行賞（交通安全実践者）の表彰は、次の一に該当する個人とする。
 - ア 交通安全指導員・奉仕員として、多年にわたり継続して交通指導等の実践活動を行い、その行為が他の模範となるもの
 - イ 交通安全運動に率先して参加し、その努力が他の模範となるもの
 - ウ 自動車運転者として常に安全運転に徹し、交通法令違反、交通事故がなく、人格、技能ともに優れ、交通安全運動に寄与し、他の模範となるもの

3 表彰の基準等（取扱要領の第2）

- (1) 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については、表彰の対象とすることができる。
- (2) 基準に該当する者であっても、次の各号の一に該当する場合には、表彰の対象としないものとする。
 - ア 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
 - イ 刑事事件に関して、現に起訴されている者
 - ウ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
 - エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
 - オ 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (3) 国又は公共的性格を有する全国的な組織、団体等の表彰、ほう賞等を受けた者は、原則として当該表彰、ほう賞等の実績と同一の事績によっては、表彰しないものとする。ただし、北海道功労賞については、この限りでない。
- (4) 道職員、教育職員、警察職員については、表彰規則が一般道民及び民間人を主な対象としたものであるため、原則として対象とならない。
- (5) 国の出先機関及び公共団体（公社、公団）については、その事績が機関、団体の本来目的に属する場合は対象とならない。
- (6) 道以外の公務員については、その事績が本来業務に属する場合は対象とならない。

4 推薦の基準

表彰候補者の推薦に当たっては、次の事項を基準として選考するものとする。

- (1) 北海道社会貢献賞
 - ア 交通安全功労者
交通安全運動を推進するための団体、組織等の結成、育成助長に尽力し、又は指導者と

して団体組織等の活動を促進し、地域における交通安全思想の普及と交通事故防止に大きく貢献していると認められる者

イ 交通安全優良実践団体

(ア) 交通安全運動を推進、実践している団体、組織等で活動の期間、範囲等が同種他団体の水準以上であると高く評価されている団体であり、かつ、団体構成員の熱意結束等が地域団体活動の範となすべき団体であると認められるもの

(イ) 会社、事業所内組織等で同業種と比較し、交通安全に関し意欲と創意工夫が見られ、交通事故防止に著しい効果を上げ、他業種の範となるものであること。

(ウ) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は校内の自治会、サークルで、交通安全教育に関する研究や実践等に工夫が認められ、又は交通事故防止に関する教材、施設等を自主的に整備する等、交通安全の教育普及と推進に効果を上げ、他校の範として認められるもの

(2) 北海道善行賞

ア 交通安全実践者

(ア) 交通安全指導員・奉仕員として自ら街頭において安全運動に参加している者のうち、過去において社団法人北海道交通安全推進委員会、財団法人北海道交通安全協会又は北海道交通安全指導員連絡協議会等の会長表彰を受け、その後も積極的に活動を行っている者

(イ) 財団法人北海道交通安全協会、北海道交通安全母の会など交通安全に関する団体に属し、又は単独で交通安全に関する指導、普及啓蒙等に率先参加し、その期間、熱意、努力等が他の模範となると認められる者

(ウ) 常時自動車を運転し、永年にわたり無事故、無違反であり、人格、技能とも著しく優れ、他の運転者の模範となる者

(3) 表彰候補者は、原則として表彰しようとする業績に無報酬で従事、参加している者のうちから推薦すること。

(4) 表彰候補者（団体）で過去において表彰しようとする部門の業績について、財団法人北海道交通安全協会表彰規程により、同協会会長表彰を受けた者がある場合は、表彰後も引き続き当該業績の推進に当たっている者であって、かつ、全日本交通安全協会表彰規程による緑十字金章及び緑十字銀章を受けていない者のうちから推薦すること。

5 被表彰者の推薦（功労者等取扱要領の4）

被表彰者（団体）の推薦は、次の手続きにより行うものとする。なお、別紙様式は書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出することとする。

(1) 市町村は、管内の関係機関及び団体と協議の上、被表彰者（団体）を選考し、市町村長は、総合振興局・振興局長を経由して環境生活部長に別紙様式1及び別紙様式2の推薦書により推薦する。

(2) 総合振興局・振興局長は、前項の推薦書を受理したときは、別紙様式3及び別紙様式4による推薦調書を作成の上、意見を附して速やかに環境生活部長に具申するものとする。

6 推薦書及び推薦調書の作成

推薦書及び推薦調書の作成に当たっては、次のことに留意すること。

(1) 候補者名は、必ず戸籍簿に記載されている字体（略字、通称は除く。）とし、氏名、団体名（団体の代表者を含む。）にはふりがなを附すこと。

(2) 略歴及び受賞歴は、交通安全活動に係るものを年次順に記載するものとし、略歴については従事期間を、また受賞歴については受賞の理由となった功労の概要を記載すること。

(3) 事績の概要の文章は簡潔にすること。

(4) 事績の内容が2の(2)のウに掲げる無事故・無違反による優良運転者としての功績による場合は、その者の居住地を管轄する自動車安全運転センターの発行する「無事故・無違反証明書」を添付すること。

(5) 推薦調書の「整理番号」の欄に、表彰の種類毎に総合振興局・振興局長の優先順位を附すこと。

（注）

「取扱要領」 北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日総務部長通達）

「功労者等取扱要領」 交通安全功労者等（北海道社会貢献賞・北海道善行賞）表彰事務取扱要領（昭和44年9月5日交通安全対策事務局長通知）